



教材費等給付金 (鳥取県高校生等奨学給付金)

対象世帯: 基準日(令和8年7月1日)において次の1又は2のいずれかに該当し、

3~5 すべてに該当する世帯

※基準日に休学している生徒は対象外です。

- 1 生活保護の生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯
- 2 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯 ※父母がいる世帯は、父母両方の所得割額の合計
- 3 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- 4 高等学校等就学支援金(学び直し支援金を含む)等の対象者
- 5 生徒について児童福祉法による見学旅行費または特別育成費を受給していないこと

※特別支援学校高等部生徒、児童入所施設入所生徒(母子生活支援施設を除く)、里親に養育されている生徒及び過去に高等学校等を卒業又は修了した者は教材費等給付金の対象外です。

給付額

世帯区分		生活保護世帯・非課税世帯		所得割合算額 105,500円未満		所得割合算額 182,500円未満	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯 【専攻科以外】		32,300円	52,600円				
上記以外の世帯	【全日制・定時制】	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	【通信制】	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

所得割額とは？

所得課税証明書には、「年税額」の欄のほかに、「所得割額」と「均等割額」の欄があります。保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額により対象世帯となるか判断します。

※世帯年収490万円未満世帯が対象の目安となっています。

申請者(保護者等)について

次の1~4の順で申請できます。

- 1 親権者(児童相談所長、児童福祉施設長を除く)
- 2 未成年後見人(法人又は財産の権限のみを行使する者を除く)
- 3 主たる生計維持者
- 4 生徒本人

※ひとり親家庭の場合、親権を持つ方が優先です。親権はないが生徒を養育している方は御相談ください。

1 申請手続き

申請の方法は原則「電子申請」です。

※電子申請がどうしても難しい方は育英奨学室(0857-26-7541)へ御連絡ください。

<教材費等給付金 HP>



下記の必要書類を揃えた上で、こちらの QR コードから申請してください。

【必要書類】

・振込先の口座情報がわかるもの(振込口座の通帳またはキャッシュカード等)

～以下、画像データが必要～

・在学証明書(様式第4号)

・対象となる高校生等の住民票

・【生活保護世帯の場合】生活保護(生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

・【生活保護世帯以外の場合】令和8年度(令和7年分)所得課税証明書

※対象となる高校生等が日本国以外の国籍であり、特別永住者の場合は対象となる高校生等の住民票の代わりに「特別永住者証明書」を添付することができます。対象となる高校生等が日本国以外の国籍であり、特別永住者以外の場合は、対象となる高校生等の住民票の代わりに「在留カード」を添付することができます。

※高等学校等就学支援金の認定状況によっては追加で書類を求める場合があります。

※所得課税証明書は父母がいる世帯は父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名分が必要です。父母と同居する祖母の分は不要です。

※県外市町村が発行する所得課税証明書で申請される場合、基準日時点で保護者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しも必要です。

【申請期限】令和8年8月21日(金)

【問合せ先】

申請についてご不明な点等がありましたら、以下連絡先へお問い合わせください。

教材費等給付金コールセンター 0120-50-7148

運営時間:平日及び日曜日(土曜日、祝日を除く) 12:00~20:00

2 担当

鳥取県教育委員会 人権教育課 育英奨学室

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271

電話: 0857-26-7541

メール: jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp